

# 財務報告書

2011 年版  
(平成 22 事業年度)



## 1. 財務諸表の作成方法について

本学の財務諸表は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法「以下「準用通則法」という。」及び国立大学法人法施行規則「以下「施行規則」という。」の規定に基づき作成し、文部科学大臣に提出し、平成23年10月14日付でその承認を受けています。

## 2. 国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて

「企業会計」の基準に従うものとされておりますが、施行規則の規定に基づき「国立大学法人会計基準」を優先して適用しており、特徴的な会計の取り扱いは次のとおりになります。

### (1) 運営費交付金

国より国立大学法人運営費交付金を受領したときは、一旦運営費交付金債務として負債計上（貸借対照表・負債計上）し、行うべき業務を実施すると、その相当額を収益化の基準に従って収益化（損益計算書・収益計上）する仕組みとされており、国立大学法人においては、原則として期間進行基準によることとされています。

また、他の収益化の基準としては業務達成基準、費用進行基準があります。

固定資産（50万円以上、貸借対照表・資産計上）を取得する場合、研究機器等の償却資産の場合は資産見返勘定である資産見返運営費交付金（貸借対照表・負債計上）に、美術品などの非償却資産の場合は資本剰余金（貸借対照表・純資産計上）に振り替えます。

減価償却処理（損益計算書・費用計上）を行う都度、資産見返運営費交付金から減価償却費と同額を取り崩しのうえ収益化（資産見返運営費交付金戻入（損益計算書・収益計上））することにより、損益を均衡させる仕組みです。

#### 1) 期間進行基準

時の経過に伴い業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準

#### 2) 業務達成基準

業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化する基準（例：概算要求する特別支援事業、プロジェクト研究など）

#### 3) 費用進行基準

特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合に、支出額に応じて運営費交付金債務を収益化する基準（例：退職給付）

### (2) 授業料

授業料を学生から受領したときは、一旦授業料債務（貸借対照表）として負債計上し、教育を実施し、または、固定資産を取得する都度、運営費交付金と同様の会計処理を行います。

### (3) 寄附金

使途が特定された寄附金を寄附者から受領したときは、寄附金債務（貸借対照表）として負債計上し、使途に即して費用が発生する都度、その同額を収益化させることにより損益を均衡させる仕組みです。

固定資産を取得する場合は、運営費交付金と同様の会計処理を行います。

#### **(4) 減価償却処理の特例**

教育研究に用いるため、減価に対応すべき収益の獲得が予定されない償却資産として文部科学大臣が特定したもの（例：講義棟、研究棟及びそれらに付帯する構築物等）は、当該資産の現在価格を適正に表示するため減価償却処理を行うが、通常の減価償却費（損益計算書・費用計上）の損益処理ではなく、減価償却相当額を資本剰余金（貸借対照表、純資産計上）から損益外減価償却累計額として減額する方法による会計処理を行います。

国立大学法人の損益計算書は、基本的には当該法人の運営状況を反映することを目的としていますが、こうした資産における減価償却相当額は、各期間に対応すべき収益の獲得が予定されず、資産の取替え財源は国が施設費として措置する仕組みとされていることから、国立大学法人の運営責任の範囲外であると考えられ、減価償却相当額を実質的な資本の減少ととらえる考え方です。

#### **(5) 退職給付引当金**

国から国立大学法人へ承継された教職員についての退職給付引当金の計上は不要とされています。運営費交付金により財源が措置されます。

#### **(6) 利益処分**

損益計算書上の利益（剰余金）があれば、前年度からの欠損を補填し、残額があれば原則、積立金として赤字補填にのみ使用可能とされていますが、文部科学大臣の承認を受ければ、国立大学法人の裁量により使用が可能とされています。

#### **(7) 図書**

通常の償却資産について、簿価50万円以上のものが資産計上の対象ですが、教育研究のために使用する図書は、金額の如何に関わらず資産計上し、使用中は減価償却処理を行わず、除去時に全額を費用処理する取り扱いです。

### 3. 財務諸表の概要について

#### (1) 貸借対照表

**貸借対照表（要約）**

当期末処分利益24.2億円(うち大学1.6億円、病院22.6億円)

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減		平成21年度	平成22年度	増減
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
(固定資産)	(182,279)	(182,383)	(104)	(固定負債)	(36,843)	(38,067)	(1,224)
土地	96,367	96,367	0	資産見返負債	20,601	21,218	617
建物等	57,653	55,689	△ 1,964	借入金	14,929	15,716	787
機械備品	12,060	11,426	△ 634	国立大学財務・経営センター債務負担金	13,656	12,246	△ 1,410
図書・美術品	13,266	13,430	164	長期借入金	1,273	3,470	2,197
船舶・車両運搬具	1,389	1,254	△ 135	長期未払金	1,255	847	△ 408
建設仮勘定	414	2,577	2,163	資産除去債務	0	207	207
無形固定資産	624	657	33	その他の	58	79	21
有価証券	500	976	476				
その他の	5	8	3				
(流動資産)	(20,233)	(19,046)	(△ 1,187)	(流動負債)	(16,849)	(17,282)	(433)
現金・預金	3,510	2,405	△ 1,105	運営費交付金債務	0	2,413	2,413
未収入金	4,281	4,913	632	寄附金債務	4,479	4,746	267
有価証券	12,001	11,100	△ 901	前受受託研究費等	431	689	258
たな卸資産	352	412	60	預り金	565	889	324
その他の	89	216	127	未払金	9,509	6,587	△ 2,922
				その他の	1,864	1,958	94
<b>資産計</b>	<b>202,512</b>	<b>201,429</b>	<b>△ 1,083</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>53,692</b>	<b>55,349</b>	<b>1,657</b>
				<b>純資産の部</b>			
				(資本金)	147,238	147,238	0
				(資本剰余金)	△ 4,949	△ 7,557	△ 2,608
				(利益剰余金)	6,531	6,399	△ 132
				前中期目標期間繰越積立金	0	3,976	3,976
				積立金	2,741	0	△ 2,741
				目的積立金	0	0	0
				当期未処分利益	3,789	2,423	△ 1,366
				<b>純資産計</b>	<b>148,820</b>	<b>146,080</b>	<b>△ 2,740</b>
				<b>負債・純資産合計</b>	<b>202,512</b>	<b>201,429</b>	<b>△ 1,083</b>

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合がある。

#### ■資産の部

##### ○建設仮勘定 25.8億円【前年比 21.6億円増】

平成25年開院に向け長期借入金により建設中の新診療棟に要した経費です。完成時には建物等(固定資産)に振り替えますが、平成24年までは増加します。

##### ○有価証券(固定資産)9.8億円【前年比 4.8億円増】

資金の運用によるもので国債を購入しております。

##### ○未収入金 49.1億円【前年比 6.3億円増】

附属病院収益の増に伴い増加しておりますが、平成23年4月にはほとんどが収納済となっています。

##### ○現金・預金・有価証券(流動資産) 135.0億円

##### 【前年比 20.1億円減】

前期最終年度の特別な会計処理による24億円の国庫納付が影響しております。

#### ■負債の部

##### ○資産除去債務 2.1億円【前年比 2.1億円増】

適法な処分義務を負うフロン類・放射性同位元素等の処分見込費用及び土地借上げ契約により将来原状回復が必要とされる見込費用を債務として計上しています。(平成22年度決算から適用)

##### ○運営費交付金債務 24.1億円【前年比 24.1億円増】

平成22年度に導入した教員の定年延長人事制度により退職者数が減のため退職給付予算(交付金)に残額が生じていることが主要因です。平成23年度に措置される交付金と合わせて退職給付予算として執行します。

##### ○前受受託研究費等・預り金 15.8億円

##### 【前年比 5.8億円増】

複数年度の受託研究契約等による研究資金の前受けの増及び(独)日本学術振興会に造成された助成基金の採択による補助金交付で増加しています。

前頁「貸借対照表」は、平成23年3月31日における財政状況を表したもので、また、対前年度（平成21年度）との増減に関し主な事項を特記しております。

「資産の部」、「負債の部」、「純資産の部」に区分され、「資産の部」は、「固定資産・流動資産」、「負債の部」は、「固定負債・流動負債」、「純資産の部」は、「資本金・資本剰余金・利益剰余金」の構成となっています。

## 資産の部

「資産」は、本学が目的とする教育・研究・診療活動を遂行するのに保有する資源であり、将来の経済的便益が期待されるものです。

### 固定資産（主なものを抜粋）

- ・各キャンパス等の土地、講義棟・研究棟・病院棟・校舎等の建物
  - ：東広島地区、霞（病院）地区、東千田地区、附属学校園（翠地区、東雲地区、東広島地区、三原地区、福山地区）など
- ・農場：生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
- ・寄宿舎等の土地、建物
  - ：池の上学生宿舎、山中会館、国際交流会館、西条共同研修センターなど
- ・教育研究及び診療用の機器
- ・図書：図書館を5館保有、面積29,000m<sup>2</sup>
- ・船舶：「豊潮丸」（中国・四国地方で唯一の大学附属の大型練習船：全長40.5m 幅8.5m 深さ3.7m）
- ・特許権
- ・建設仮勘定：建設中の建物装置、特許申請に係る経費などで、竣工や特許成立までに前払いしている場合に仮計上しているもの
- ・投資有価証券：資金の運用で国債（満期保有目的有価債券）を購入し利息配当を受けている

### 流動資産（主なものを抜粋）

- ・現金及び預金：運営費交付金、寄附金、病院収入など
- ・未収入金：未収附属病院収入などの収納期限未到来のもの
- ・有価証券：資金の運用で譲渡性預金（満期保有目的有価債券／1年以内）を購入し利息配当を受けている
- ・たな卸資産：病院における医薬品・診療材料、研究用の重油、広島大学出版会保有の図書など

## 負債の部

「負債」は、将来において財貨で返済したり何らかの用役を提供すべき債務であり、この債務には借入金や引当金などのほか、国立大学法人会計基準特有の債務である運営費交付金債務や寄附金債務等が含まれています。運営費交付金債務や寄附金債務等は、これらが目的とする教育研究等を実施しなければならないという義務を債務として認識するもので、業務の進捗状況や期間の経過等に応じ、その債務は減少するものとされています。

### **固定負債（主なものを抜粋）**

- ・資産見返負債：運営費交付金、補助金、寄附金等での資産購入に係るもの
- ・国立大学財務・経営センター債務負担金
  - ：国立大学財務・経営センターが承継した借入金償還のため、本学に対して義務づけられたセンターへの拠出債務の総額
- ・長期借入金
  - ：金融機関等からの借入金のうち、決算日の翌日から1年を超えて返済するもの
  - 平成25年竣工の病院新診療棟建設のために財務・経営センターより借入

### **流動負債（主なものを抜粋）**

- ・運営費交付金債務
  - ：残高内訳
    - 期間進行基準 1百万円
    - 学部入学者の基準定員超過率超過分
    - 業務達成基準 1,016百万円
    - 霞ヶ丘キャンパス再整備事業未達成のため など
    - 費用進行基準 1,396百万円
    - 退職手当給付のため、翌事業年度以降に使用
- ・寄附金債務
  - ：残高内訳
    - 広島大学基金 578百万円
      - フェニックス奨学事業を始めとした学生支援や国際交流、社会連携など全学的事業の実施に充てるために、平成19年度に創設された寄附金による基金で、寄附金及び果実による収益で運営
    - 学術研究目的 3,570百万円
    - 教育奨励目的 194百万円
    - 業務運営目的 403百万円

### **純資産の部**

「純資産」は、国立大学法人の業務を確実に実施するために与えられた財産的基礎であり、「資本金」や業務に関連して発生した「資本剰余金」および「利益剰余金」に分類されます。

#### **資本金**

国立大学法人設立時に国から現物出資された政府出資金です。

#### **資本剰余金**

国立大学法人特有の会計処理（特定の建物等の取得による増、減価償却費による減を直接本勘定で行う）によるものが大部分です。

#### **利益剰余金**

当年度の未処分利益を含めた利益の合計です。

## (2) 損益計算書

### 損益計算書（要約）

当期総利益24.2億円(対前年度比13.7億円減)

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度	増減		平成21年度	平成22年度	増減
<b>経常費用</b>				<b>経常収益</b>			
教育経費	4,566	3,795	△ 771	運営費交付金収益	26,295	24,270	△ 2,025
研究経費	4,721	4,377	△ 344	学生納付金収益	8,275	8,732	457
教育研究支援経費	1,099	843	△ 256	附属病院収益	22,165	24,050	1,885
診療経費	13,343	14,013	670	寄附金収益	1,389	1,325	△ 64
受託研究(事業)費	2,353	2,120	△ 233	受託研究(事業)等収益	2,682	2,458	△ 224
人件費	36,237	35,029	△ 1,208	施設費収益	1,163	88	△ 1,075
財務費用	399	366	△ 33	補助金等収益	1,106	823	△ 283
一般管理費	2,231	1,954	△ 277	資産見返負債戻入	1,843	2,064	221
その他経費	164	24	△ 140	その他	1,154	1,165	11
(小計)	65,113	62,520	△ 2,593	(小計)	66,071	64,975	△ 1,096
<b>臨時損失</b>	44	89	45	<b>臨時利益</b>	2,542	53	△ 2,489
<b>当期総利益</b>	<b>3,789</b>	<b>2,423</b>	<b>△ 1,366</b>	<b>目的積立金取崩額</b>	334	4	△ 330
<b>計</b>	68,946	65,032	△ 3,914	<b>計</b>	68,946	65,032	△ 3,914

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合がある。

#### ■経常費用

##### ○診療経費 140.1億円【前年比 6.7億円増】

附属病院収益の増に連動しますが、収益の増加率に比して半分程度の増加率となっています。

##### ○人件費 350.3億円【前年比 12.1億円減】

平成22年度に導入した教員の定年延長人事制度による退職者数の減に伴う退職給付費用の減が主要因です。

#### ■臨時損失

##### ○臨時損失 0.9億円【前年比 0.5億円増】

東日本大震災に際しての医療活動支援及び災害救援物資支援に要した経費等により増加しています。

#### ■当期総利益

当期総利益のうち、現金の裏付けがあつて翌期の財源として繰り越し、事業の用に供することが可能な目的積立金予定額は8.3億円です。

#### ■経常収益

##### ○運営費交付金収益 242.7億円

##### 【前年比 20.3億円減】

平成22年度に交付金債務を24.1億円計上した関係で減となっています。

##### ○附属病院収益 240.5億円

##### 【前年比 18.9億円増】

診療報酬のプラス改定及び手術件数の増加等の経営努力により増加しております。

##### ○施設費・補助金等収益 9.1億円

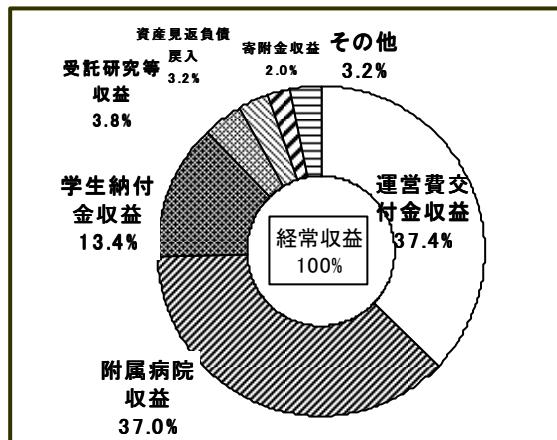
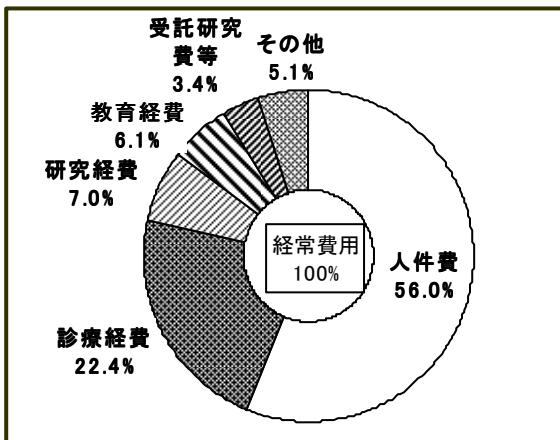
##### 【前年比 13.6億円減】

前年度は補正予算(国)の交付が多かったことが主要因となっています。

#### ■臨時利益

##### ○臨時利益 0.5億円【前年比 24.9億円減】

前期最終年度の特別な会計処理による運営費交付金の臨時収益化が主要因となっています。



前頁「損益計算書」は、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）における財務運営状況を表したもので、また、対前年度（平成21年度）との増減に関し主な事項を特記しております。

一般企業においては収益の確保(売上)が目的であり、費用は収益確保のための原価と認識されておりますが、国立大学法人では、教育・研究・診療等の業務の実施（費用）が目的であり、収益は目的達成のために予定された財源であるとする制度設計になっております。

### 経常費用

「経常費用」は、教育・研究・診療を行うために必要な経費であり、「業務費」（教育経費・研究経費・教育研究支援経費・診療経費・受託研究・受託事業費・人件費）、「一般管理費」（管理部門経費）、「財務費用」（長期借入金の支払い利息）に区分されます。

### 経常収益

「経常収益」は教育・研究・診療に必要な財源となるものです。

資産見返負債戻入は、減価償却処理を行う都度、資産見返運営費交付金等から減価償却費（経常費用）と同額を取り崩しのうえ収益化し、損益を均衡させるために計上されます。

### 当期総利益

「当期総利益」は、収益から費用を差し引いた当期純利益に目的積立金取崩額（目的積立金を財源とした業務の進行に応じて積立金を取り崩した額）を加算しています。

なお、平成22事業年度の当期総利益24.2億円の内訳は以下のとおりで、利益処分（案）は次の（5）利益の処分に関する書類に示しています。

当期総利益 24.2億円

内訳

病院に関係する額 22.6億円

病院以外に関係する額 1.6億円

### (3) キャッシュ・フロー計算書

「キャッシュ・フロー計算書」は、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）における現金(キャッシュ)の出入り（フロー）について、一定の活動区分(業務活動・投資活動・財務活動)の3区分に表示したものです。

#### キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	増減
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	7,555	5,635	△ 1,920
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 20,093	△ 20,107	△ 14
人件費支出	△ 36,226	△ 36,678	△ 452
その他の業務支出	△ 2,224	△ 1,849	375
運営費交付金収入	26,406	27,052	646
授業料収入	7,604	7,565	△ 39
入学会収入	1,163	1,158	△ 5
検定料収入	240	247	7
附属病院収入	21,970	23,467	1,497
受託研究等収入	2,450	2,428	△ 22
受託事業等収入	272	264	△ 8
補助金等収入	3,268	1,378	△ 1,890
寄附金収入	1,926	1,751	△ 175
その他の業務収入	798	1,364	566
国庫納付金の支払額		△ 2,405	△ 2,405
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,506	△ 6,372	△ 1,866
有価証券の取得による支出	△ 104,900	△ 77,525	27,375
有価証券の売却による収入	103,300	77,950	△ 25,350
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 6,161	△ 7,249	△ 1,088
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	52	0	△ 52
施設費による収入	3,149	415	△ 2,734
国立大学財務・経営センターへの納付による支出	△ 26	0	26
利息及び配当金の受取額	79	37	△ 42
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,439	△ 369	2,070
国立大学財務・経営センター債務負担金返済による支出	△ 1,534	△ 1,427	107
長期借入れによる収入	251	2,245	1,994
長期借入金の返済による支出	△ 60	△ 48	12
リース債務の返済による支出	△ 690	△ 769	△ 79
利息の支払額	△ 406	△ 369	37
IV 資金に係る換算差額	0	0	0
V 資金増減額	610	△ 1,105	△ 1,715
VI 資金期首残高	2,901	3,510	609
VII 資金期末残高	3,510	2,405	△ 1,105

※端数処理（四捨五入）の関係で計は一致しない場合がある。

#### 業務活動によるキャッシュ・フロー

国立大学法人における、教育・研究・診療等に係る支出額とそれらに伴う収入源を示しています。この業務活動における資金残高が、投資活動や財務活動を行う資金となります。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得や売却、資金運用等、将来に向けた基盤整備にかかる資金の状態を示しています。有価証券や定期預金の取得・償還に伴い、キャッシュの動きは活性化します。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入および返済等にかかる資金の状態を示しています。

#### 資金増減額

当期の資金の増減額を示しています。

#### (4) 国立大学法人等業務実施コスト計算書

「国立大学法人等業務実施コスト計算書」は、税金等により、国民の皆様に実質的に負担していただいている額を示した書類です。大学の全事業にかかるコストには、大学の意思決定の範囲外とされ、国が責任を持つ部分（基盤的施設の整備資金や常勤職員の退職手当資金）があり、これらは損益計算書には反映されておりません。これら全てのコストをまとめて示しています。

#### 国立大学法人等業務実施コスト計算書

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	増減
I 業務費用	28,868	24,208	△ 4,660
(1) 損益計算書上の費用	65,157	62,609	△ 2,548
業務費	62,319	60,176	△ 2,143
一般管理費	2,231	1,954	△ 277
財務費用	399	366	△ 33
雑損	164	24	△ 140
臨時損失	44	89	45
(2) (控除)自己収入等	△ 36,289	△ 38,400	△ 2,111
授業料収益	△ 6,854	△ 7,303	△ 449
入学金収益	△ 1,181	△ 1,182	△ 1
検定料収益	△ 240	△ 247	△ 7
附属病院収益	△ 22,165	△ 24,050	△ 1,885
受託研究等収益	△ 2,385	△ 2,184	201
受託事業等収益	△ 297	△ 274	23
寄附金収益	△ 1,389	△ 1,325	64
財務収益	△ 65	△ 35	30
資産見返運営費交付金等戻入	△ 494	△ 573	△ 79
資産見返寄附金戻入	△ 680	△ 645	35
雑益	△ 500	△ 545	△ 45
臨時利益	△ 39	△ 37	2
II 損益外減価償却相当額	2,619	2,798	179
III 損益外減損損失相当額	0	0	0
IV 損益外利息費用相当額		13	13
V 損益外除却差額相当額		1	1
VI 引当外賞与増加見積額	△ 32	△ 39	△ 7
VII 引当外退職給付増加見積額	△ 54	373	427
VIII 機会費用	2,099	1,885	△ 214
国又は地方公共団体の無償又は減額さ れた使用料による貸借取引の機会費用	147	146	△ 1
政府出資の機会費用	1,952	1,739	△ 213
IX (控除)国庫納付額	0	0	0
X 国立大学法人等業務実施コスト	33,501	29,240	△ 4,261

※端数処理（四捨五入）の関係で計は一致しない場合がある。

#### 業務費用

損益計算書上の経常費用と臨時費用の合計から、自己収入を差し引いた額です。  
(控除)自己収入等とは、税金を財源としない収益を表しています。

#### 損益外減価償却相当額

国が必要な時に措置する特定の基盤的な施設にかかる減価償却費や、取り壊しを行った場合に除却費に相当する額です。このコストは、損益計算書には計上しないものとされています。

#### 引当外賞与増加見積額、引当外退職給付増加見積額

常勤職員の賞与や退職手当にかかる引当金に相当する額です。賞与等の原資は、国が責任をもって措置するとされていることから、これらの引当金は、損益計算書には計上しないものとされています。

#### 機会費用

大学が無償若しくは減額されて活用している国等の資産(政府出資金や無償使用財産等)を、仮に有償で活用した場合に生じるコストで、大学以外の者が有償で利用した場合に得られたであろう利益を、大学のコストとして認識したものです。

(5) 利益の処分に関する書類（平成 22 年度は平成 23 年 10 月 14 日現在（案）です。）

「利益の処分に関する書類」は、「損益計算書」により算定された当期総利益（又は当期総損失）から前期繰越欠損金を差し引いて算定される当期末処分利益（又は当期末処理損失）の処分の内容を明らかにするものです。なお平成 21 年度は、前期の最終年度のため当期末処分利益は全額積立金に計上しています。

利益の処分に関する書類

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	増減
I 当期末処分利益	3,789	2,423	△ 1,366
当期総利益	3,789	2,423	△ 1,366
II 積立金振替額	0	-	-
目的積立金	0	-	-
III 利益処分額	3,789	2,423	△ 1,366
積立金	3,789	1,598	△ 2,191
国立大学法人法第35条において準用する 独立行政法人通則法第44条第3項により 文部科学大臣の承認を受けようとする額		825	825
教育研究環境整備積立金		120	120
診療環境整備積立金		706	706

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合がある。

**積立金**

法人化時の特殊な処理や、国立大学法人の特有の財務構造等により生じた現金の残っていない利益です。これらの利益は、具体的には、棚卸資産や固定資産などの事業用資産として存在しており、大学の業務運営に必要不可欠なものです。

**目的積立金** （平成 22 年度）

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額です。

現金が残っており、文部科学大臣の承認を受け翌期（翌事業年度）以降に使うことのできる利益です。本学においては、学生宿舎整備事業（教育研究環境整備積立金）、病院診療棟整備事業（診療環境整備積立金）を使途としています。

追補

平成 24 年 3 月 9 日付で文部科学大臣の承認を受けています。

#### 4. 監査証明について

本学では、準用通則法の規定に基づき、監事及び会計監査人監査を受けています。  
なお、監査報告書は次のとおりです。

##### (1) 独立監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 15 日

国立大学法人 広島大学  
学長 浅原利正殿

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田正志(印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤宏文(印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢野真紀(印)  
業務執行社員

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに事業報告書(平成22事業年度の会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、平成22事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成21事業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(平成22事業年度の会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (2) 監事監査報告書

国立大学法人広島大学  
学長 浅原利正 殿

### 平成 22 年度 監事監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、役員等からの業務運営状況の聴取、並びに本部及び主要な部門における業務・財産状況の調査等を実施しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書）並びに事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、法人の財政状態および運営状況等を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (6) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。

平成 23 年 6 月 16 日

国立大学法人広島大学  
監事 西口千登志 (印)  
監事 間田泰弘 (印)

上記は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、原本は文部科学大臣へ提出しております。